

## 令和8年度 支援対象行事の募集

公益社団法人 土木学会東北支部

土木学会東北支部では、東北地方に所在する各種団体等が企画・運営する“土木工学に関する教育・情報共有や土木分野の広報・啓発を目的とする意欲的な行事”に対し、これまで開催支援を行ってまいりました。今年度も以下の要領により募集します。

### 1. 行事の区分

- ① 講演会等行事：土木工学の普及や人材育成を目的とする講演会等の行事  
例：講演会、講習会、シンポジウム、災害調査報告会
- ② 学習教育行事：土木工学を学ぶ学生を主な対象とする行事  
例：現場見学会、映画会、職業体験行事
- ③ 広報啓発行事：土木工学や土木分野の広報・啓発を目的とする行事  
例：一般市民対象のセミナー・シンポジウム・現場見学会、小中高校生や親子を対象とする施設見学会、オープンキャンパスや学園祭における展示、土木分野のイメージアップにつながる各種行事

### 2. 応募要件

- 東北地方に所在する団体等が応募できます。
- 開催支援の対象となるのは、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に開催する、1の区分のいずれかに該当する行事です。
- 1の①及び②に該当する行事については、支部会員が企画・運営に主体的に関わっている場合に応募できます。③については、非会員が企画・運営する場合も応募できます。
- 土木学会東北支部による行事支援にふさわしくないと判断される場合（行事が収益を伴う場合、主催者と反社会的勢力との関わりが疑われる場合など）は、支援対象外とします。

### 3. 支援内容

#### 1) 支援件数

- 講演会等行事：2件程度、学習教育行事：10件程度、広報啓発行事：2件程度

#### 2) 支援額

- 支援対象行事に選定された場合は、原則として3万円を上限に支援します。
- 支援額は応募時の申請額から減額される場合があります。

#### 3) 支援金を充当できない費目

- 以下の費目には支援金を充当できません。
  - 資産となり得る器具備品の購入費（デジタルカメラ等）
  - 記念品や景品の購入費
  - 賞金や謝金
  - 主催者の運営費や人件費
  - 支援対象行事と直接関係のない支出
- 上記以外にも、支援金の充当が認められない場合があります。不明な点がある場合は、事前に事務局へお問い合わせください。

#### 4) 支援の条件

- 1の①及び③に該当する行事については、土木学会東北支部を共催者に加えていただきます。なお、土木学会東北支部による土木の日関連行事（共催行事）として取り扱う場合があります。

#### 4. 応募方法

- 「土木学会東北支部支援事業申込書」及び「行事概要」（任意様式）を、令和9年3月8日（月）までに事務局へ郵送（締切日必着）または電子メールでご提出ください。
- 土木学会東北支部支援事業申込書は、ホームページから様式をダウンロードのうえ、ご利用ください。

<http://www.jsce.or.jp/branch/tohoku/info/sienjigyoku/2026/index.html>

#### 5. 応募後の手続き

- 応募書類の受理後、2週間以内を目安に、選考結果を電子メールでお知らせします。
- 支援対象行事の実施後、2週間以内を目安に、報告書類をご提出ください。
- 報告書類の受理後、1か月以内を目安に支援金をお支払いします。支援金の支払方法は、業者等へ請求書払いとする場合と、立替払いとする場合で異なります。詳細は、次頁の「応募後の手続き」をご確認ください。

#### 6. 事務局（資料提出先及び問い合わせ先）

公益社団法人土木学会東北支部

〒980-0014 仙台市青葉区本町2-5-1 NL 仙台広瀬通ビル3階

電話：022-222-8509 メール：jsce-th@tohokushibu.jp

#### 応募後の手続き

##### 応募書類の提出

土木学会東北支部支援事業申込書（ホームページから様式をダウンロード）と行事概要（任意様式）をご提出ください。

応募期限：令和9年3月8日（月）



##### 選考結果の通知

応募書類の受理後、2週間以内を目安に、選考結果を電子メールでお知らせします。



##### 行事の実施



##### 報告書類の提出

行事実施後、2週間以内を目安に、1) 実施報告書（ホームページから様式をダウンロードし、行事開催時の写真を添付）、2) 支援金の請求書（様式任意）、3) 以下の①又は②のいずれかをご提出ください。

①業者等に請求書払いする場合：主催者を宛名とする請求書

②主催者が業者等に立替払いした場合：「(公社) 土木学会東北支部」を宛名とする領収書



##### 支援金の支払い

報告書類の受理後、1か月以内を目安に支援金をお支払いします。請求書払いの場合は、事務局から支払先に直接支援金額をお支払いします。立替払いの場合は、現金書留で郵送します。